

労務 ROAD

■退職所得課税の改正について

勤続年数 5 年以下の従業員の退職金に係る所得税について、令和 4 年以後改正が行われます。

■改正内容

勤続年数 5 年以下で、かつ、役員等でない者の退職金（以下「短期退職手当等」という。）について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税が廃止されます。

≪改正前≫

勤続年数	従業員	役員等
5 年以下	2 分の 1 課税適用あり	2 分の 1 課税 適用なし
5 年超		2 分の 1 課税 適用あり



≪改正後≫

勤続年数	従業員		役員等
	収入金額から退職所得控除額を控除した残額： 300 万以下の部分	収入金額から退職所得控除額を控除した残額： 300 万超の部分	
5 年以下	2 分の 1 課税適用あり	2 分の 1 課税 適用なし	2 分の 1 課税 適用なし
5 年超		2 分の 1 課税適用あり	2 分の 1 課税 適用あり

■適用時期

令和 4 年以後の所得税について適用されます。

【国税庁より】

■所員紹介（濱詰）

はじめまして。濱詰雅子と申します。前職は教育関連の会社の人事部で給与計算等を担当しておりました。前職で学んだ知識を活かし、多くの皆様のお役に立てる存在になりたいと思い、この度入社させていただきました。

趣味はゴルフ、旅行です。

旅行は温泉地や、桜や紅葉など季節を感じれる場所に行くのが好きで、写真は数年前に紫陽花の季節に日帰り旅行で行った三室寺のものです。

初めて行った時は、紫陽花の数と種類の多さに驚きました。コロナが落ち着いたらまた訪れてみたい所の 1 つです。

皆様に信頼され、頼られる存在に成長していけるよう努めてまいりますのでどうぞ宜しくお願い致します。



VOL.754
(2106—4)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

～ご協力のお願～

いつも労務 ROAD をご愛読いただき誠にありがとうございます。

先日お送りいたしました、アンケートにつきまして、7/2 まで受付をしております！

皆様的一声を社員一同お待ちしております。



【＼絶賛受付中／】
プレゼント企画実施中

アンケート回答期限
7月2日（金）



6月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備
(申告：6/1～7/12)
- ・特別徴収住民税額の更新
- ・外国人労働者問題啓発月間